

(1) 定員管理の適正化

効率的な組織・執行体制を構築することで、合併10年経過後の平成27年当初の職員数を平成17年と比べて36名削減するという既定方針を達成するように努める。

① 人員削減は行政の質の低下をきたさないよう実施する。

コンピュータ等の設備の導入により対応できるところから実施する。

また、専門分野や人が直接対応を必要とする業務については単純な削減とならないよう考慮する。

② 民営化に伴う職員の配置転換には、人材活用の視点に留意する。

(2) 給与の適正化

① 地域民間給与の反映に向けた取組

人事院勧告や県人事委員会勧告を参考に、地域民間給与を反映させた適切な給与水準となるよう努める。

② 一層の給与適正化に向けた取組

人事評価制度を利用し、その役割と責任に応じた適

正な給与となるよう努める。

(3) 新地方公会計制度の導入
企業会計の慣行を参考として、資産・債務の管理に必要な会計制度の導入に向けて整備を進める。

4 人材の育成と確保
(1) 人材育成の推進

人事評価や研修によって、職員の成長段階に応じた効果的な職員研修を行う。

常に問題意識を持って状況を把握し、積極的に課題解決を図るような提案やアイデアなど能力が発揮できる風通しの良い職場環境を作る。

(2) 多様な人材の確保

幅広い知識と高い専門性を持った職員の採用又は育成が必要であり、人事制度と研修制度の連携により多様な人材確保に努める。

5 情報化の推進による行政サービスの向上

(1) 窓口等における対応の改善と行政サービスの総合化
ワンストップサービスの導入等、窓口業務の効率化によ

り住民の利便性向上を図る。

(2) 行政の情報化の推進

① 庁内LAN及び庁舎間WAN等の情報ネットワークの整備
庁舎間の情報ネットワークの整備を進める。

② 情報システムを活用した行政サービスの向上
電子申請や電子入札について研究を進める。

③ 行政と住民が情報を共有する新たな仕組みづくり
合併により住民と行政のかかわりが希薄となつていく。住民との共働のまちづくりを進めるためにも新たな仕組みづくりを図る。

6 公正の確保と透明性の向上
(1) 情報公開の推進
文書管理を徹底し事務の効率化を図る。

また、情報公開を的確かつ速やかに実施できるようコンピュータによる文書管理の方法について検討する。

(2) 住民への情報提供
広報紙及びホームページを充実して行政情報の提供に努める。

7 経費の節減合理化等財政の健全化

(1) 経費全般についての節減合理化と予算の厳正な執行
実施事業等の目的、効果を総合的に判断し、必要性・有効性の観点から経費の合理化を図る。

(2) 徴収率の向上等自主財源の確保
滞納繰り越し分の集中管理体制の構築や収納嘱託員の活用など、収納体制の整備を図り、収納率の向上に努める。

また、課税自主権の活用について検討をしていく。

(3) 新たな財源の確保
住民と共にふるさと納税の積極的な推進を行う等、税外収入についても新たな財源確保に向けた取組を図る。

次行政改革大綱に基づき、大綱と同様に平成21年度までを推進期間とする行財政集中改革プランを策定し、行財政の効率化や住民サービスの向上等を図ってきました。

本プランは、前回同様の町行政改革大綱を具体化するための取組を計画的に実施するため策定したものであり、他の振興計画等との整合性を図りながら、着実に取り組んでいきます。

① 実施期間
平成22年度～平成26年度

② 進捗状況の公表
本プランに基づく行政改革の進捗状況は、広報紙やホームページを通じて公表します。

1 事務・事業の見直し
(1) 事務事業の整理合理化
○ 取組事項

・ 施策の重点化への取組
・ 事業評価制度、事業仕分け制度導入の検討

(2) 民間委託等の推進
指定管理者制度の活用により一部の施設は既に民間委託を実施してきたところであるが、さらに一層のサービス水

いの町行財政集中改革プラン

はじめに

いの町は、平成16年10月1日の3町村合併後、平成21年度までを推進期間とした第1